

1 新型コロナウイルス感染症対策について

（1）クラスターの発生防止にどのように取り組んでいるのか。

県では、社会福祉施設や病院等に対し、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための研修等を実施しており、また、これらの施設で陽性者が発生した場合には、感染症対策に知見を有する医師、看護師、国立感染症研究所での専門家研修修了者いわゆるF E T Pなどからなる「クラスター等対策チーム」を派遣し、施設内での感染拡大防止を図っています。

（2）クラスター等対策チームの派遣実績及び課題はどうか。

2月12日までに、82施設に対して医師延べ61名、看護師延べ254名、F E T P延べ47名を派遣しています。

勤務元の医療機関からも取組への御理解をいただき、現在、医師44名、看護師55名の登録がありますが、感染拡大により、1月以降派遣を必要とする施設が急増し、派遣対象者の調整に苦心しているところです。

（要望）

派遣された医療者個人に対する直接的な手当の支給について、早期に検討するようお願いしたい。

（3）実地疫学専門家（F E T P）の養成・確保をどのように進めていくのか。

本県では、感染症の流行・集団発生時に迅速、的確にその実態把握や感染拡大防止を図るため、平成23年度以降、国立感染症研究所のF E T P研修に職員を派遣しており、3名が2年間の研修を修了し、また1名が現在研修中となっています。

引き続き、健康危機事案に対して迅速かつ的確に対応するため、職員の人材育成に努めてまいります。

（4）高齢者施設等に向けた積極的なP C R検査の実施をどのように進めていくのか。

県では、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針等を踏まえ、感染者が多数発生している地域における高齢者施設等の従事者へのP C R検査を3月末までに実施するため、補正予算を追加提案したところです。

現在、東葛地域、印旛地域の高齢者施設等に対し、積極的に検査を行うよう働きかけるとともに、検査実施の意向や対象職員数について事前調査を行っているところです。

なお、保健所を設置する3市については、それぞれ市内全域を対象として検査を実施するとしています。

(再質問)

感染多数地域とした判断の基準はどのようなものか。

国の「基本的対処方針」等では、「感染多数地域」において検査を実施するとされていることから、「1週間当たり10万人あたりの新規感染者数」などを踏まえて総合的に判断し、現時点では東葛圏域、印旛圏域を想定しています。

なお、「1週間当たり10万人あたりの新規感染者数」については、政府の指標でステージⅢが15人以上と示されているため、こうした指標などを踏まえ、必要に応じて地域の拡大を検討してまいります。

(再質問)

集中的実施計画を提出した際の1週間当たり対10万人の新規感染者数についての県内の状況はどうか。

2月12日に国に対して、検査に係る集中的実施計画を提出したところですが、直近の2月9日時点の「1週間当たり10万人あたりの新規感染者数」は、県全体が20.13人、印旛圏域が40.39人、東葛南部圏域が21.80人、東葛北部圏域が19.04人などとなっています。

(5) 医療機関や保育園等でのクラスター発生を防ぐため、より積極的な検査を早期に実施すべきと思うがどうか。

新型コロナウイルス感染症患者等の検査は、発熱などの症状のある方や、国の「積極的疫学調査実施要領」に基づく対象者に実施しています。

また、施設等において、職員等が発熱等の症状を呈した際には、直ちに検査を行うとともに、施設の構造などを勘案しながら幅広く検査を実施しているところです。

(要望)

高齢者・障害者入所施設だけではなく、クラスター発生リスクの高い場所における幅広い積極的な今朝を早急に進め、感染拡大を抑え込み、無症状感染者への検査、モニタリング監

視も変異株の動向を掴むために必要とも言われています。引き続きの御対応をよろしくお願ひいたします。

2. 保健所の体制強化について

（1）新年度の体制強化の具体的な内容はどうか。

感染症対策を迅速かつ的確に遂行することができるよう、令和3年度は保健師等の保健所職員の増員を予定しております。

また、人材派遣会社を活用して、専門職である保健師・看護師のほか、事務職員及び検体搬送のための人員を確保するため、当初予算に2億円を計上しているところです。

（2）新年度における保健所長の配置や今後の退職数についての見通しはどうか。

新年度における保健所長の配置については、現在検討中です。

今後、令和4年度末までに5名の保健所長が、定年となります。一般任期付き職員の採用制度の活用等により、保健所長の確保に努めてまいります。

（3）公衆衛生医師確保の取組と今後の見通しはどうか。

保健所長に任用できる公衆衛生医師については、全国的にも人員不足の状態が続いている、確保が難しい状況にあります。このため県では、これまで県や関係機関のホームページへの募集案内の掲載や、業務説明会の開催等により、人材確保に取り組んできました。

加えて令和元年度からは新たに応募条件に年齢制限を設けない一般任期付き職員の募集も開始したところです。

今後とも様々な機会を捉えて、公衆衛生医師の確保に取り組んでまいります。

（再質問）

本県において平成29年4月から公衆衛生医師プログラムを開設したと聞いているが、受講状況はどうか。

「千葉県公衆衛生医師プログラム」については、専門医の資格取得を希望する千葉県又は千葉市の公衆衛生医師を対象としており、1名が受講を修了し、現在2名が受講しています。

(4) 新年度における県保健師の増員配置の見通しはどうか。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、今年度の採用試験において保健師の採用予定人数を大幅に増やして実施し、26名を合格としたところです。

感染症対策において保健所が円滑に、その機能を果たせるよう、保健師の適切な人員配置に努めてまいります。

(再質問)

国の地方財政措置に伴う保健師の増員について、どのように対応していくのか。

保健師等、保健所職員については、来年度、増員を行うこととしていますが、各保健所における業務の状況等を踏まえ、引き続き、体制の強化を図ってまいります。

(要望)

中長期的な保健所の機能強化に本腰を入れて取り組むことを強く要望する。